

4051 日 EU 経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日 EU 経済連携協定では、日本側は約 94%の品目について関税を撤廃します。これに対し、EU 側の公表資料によれば、EU 側は約 99%の品目について関税を撤廃します。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・ コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。
- ・ 麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当やセーフガードを確保。
- ・ ソフト系チーズは関税割当とし、枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ・ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

2. EUの主な譲許内容

- ・ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で関税撤廃。
- ・ 酒類の全ての関税を即時撤廃。

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・ 化学工業製品、繊維・繊維製品等は即時撤廃。
- ・ 皮革・履物は11年目又は16年目に撤廃。

2. EUの主な譲許内容

- ・ 100%の関税撤廃。
- ・ 乗用車（現行税率10%）は、8年目に撤廃。
- ・ 自動車部品の9割以上が即時撤廃（貿易額ベース）
- ・ 一般機械、化学工業製品、電気機器の約9割が即時撤廃（貿易額ベース）